

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	株式会社飛翔工業 松戸市稔台三丁目 3 8 番地 2
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	株式会社サンケン 松戸市金ケ作 3 9 4 番地 1 2
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	新栄工業株式会社 松戸市金ケ作 2 4 番地 1
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	日本サービス株式会社 松戸市主水新田 4 7 6 番地 1 0
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	株式会社グッドメンテ 松戸市金ヶ作 3 2 1 番地
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	株式会社ファーストサービス 松戸市旭町四丁目 1 1 9 0 番地の 7
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	建設部 建設総務課

契約業者名・住所	株式会社 T E C 松戸市紙敷 5 9 9 番地
工事等の名称	災害時における道路等清掃業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種 別	「廃棄物処理」部門「産業廃棄物処理（収集・運搬）」
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 1 7 1, 3 1 0 円（単価の合計）
工事等の概要	災害時松戸市一円から排出される汚泥の収集・運搬
第 6 号様式	第 6 号様式
随意契約の理由	災害時に発生する無機性汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理が必要となります。当事業は高度な専門性を必要とすること、また、その業務遂行のためには自社所有の車両を常備しているなど、災害現場での応急活動が可能であること、そして、その選定には「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結している業者で、千葉県知事から「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている必要があります。 なお当業務にかかる労務等の費用については、千葉県積算基準から「災害における道路等清掃業務に係る契約単価」を定めており、それに基づき災害発生時には作業に必要な労務費及び機械運転費（ともに諸経費を含む）を算出することで委託料は決まります。そのため、業者によって費用が変動することがなく、そこに競争性の原理は働きません。

	これらのことから、当該契約は「災害時等における道路等の応急措置に関する協定」を締結しており、かつ千葉県知事からの「産業廃棄物収集運搬業許可」を得ている 7 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約するものです。
--	--